

## 茨田中学校安心・安全ルール

～ 「茨田中の生徒のみなさんが『してはいけないこと』」と「学校等が行う対応」の一覧表 ～

### <基本的な考え方>

○学校安心・安全ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことからを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業に遅れる</li> <li>授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっかいをかけるなど、授業をじやまする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いやがることを言う</li> <li>言葉やしぐさでからかう、ひやかす</li> <li>無視する</li> <li>物を勝手に使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な言葉づかいをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の机等に落書きする</li> <li>教室や学校の物を勝手に使う</li> <li>不必要なものを持ってくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>別室における個別指導および家庭連絡</li> <li>奉仕活動または学習課題</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業をさぼる</li> <li>授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間はずれにする</li> <li>悪口、かげ口を言う</li> <li>物をかくす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>悪口、かげ口を言う</li> <li>バカにしたようなことをしたり言ったりする</li> <li>言葉やしぐさでからかう、ひやかす</li> <li>無視をして指導を聞かない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室や学校の施設にいたずらをする</li> <li>夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡</li> <li>数日間の奉仕活動または学習課題</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじやまする</li> <li>テスト監督者の指示に従わない</li> <li>テストにおける不正行為</li> <li>学校をさぼり地域でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おどすようなことをしたり言ったりする</li> <li>いやがることを無理やりさせる、力強くする</li> <li>押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう</li> <li>物をこわす、する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おどすようなことをしたり言ったりする</li> <li>押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室や学校の物をこわす</li> <li>カードやゲーム等で賭けごとをする</li> <li>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間の別室における個別指導および学習指導</li> <li>状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> <li>警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導</li> </ul>
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する					

### <ルール表作成上の留意点>

※学校は生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校が行うことができる対応」については、あくまでも例であり、学校の判断で対応することができます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。